

当院についてのご案内

◆ 当院では個人情報保護に努めています

問診票、診療録、検査記録などの個人情報は治療目的以外には使用しません。

◆ 当院におけるカルテ開示について

当院では、患者さんが自身の病状を確認するためなど、他院でセカンドオピニオンを受けたい場合、またはその他の理由でカルテ開示を希望した場合、「個人情報保護に関する法令」、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守した上で、カルテ(診療記録)の開示を行います。

開示をご希望の場合は、ご相談ください。なお、開示にあたっては実費相当をお支払いいただきます。

◆ 患者さんと協力してお口に病気の継続的管理に努めています(歯科疾患管理料)

◆ 入れ歯の作り直しについて

入れ歯をなくしたり、壊したりした場合、6 か月間は作り直すことができません。他院で作った入れ歯についても同様です。

◆ 通院が困難な患者さんには訪問診療を行っています(歯訪問、在推診)

当院では訪問診療を行っています。なお、当院は訪問診療を専門とする歯科医療機関ではありません。

当院では下記の事項について、厚生労働省東海北陸厚生局に施設基準に適合している旨の届出を行っています。

◆ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

当院では、従業員の研修、歯科医療機器などの患者ごとの交換、洗浄・滅菌の徹底など、院内感染防止のための対策を講じています。

◆ 歯科診療特別対応連携加算に関する施設基準

患者さんにとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具を備えています。

- ・ 自動体外式除細動器(AED)
- ・ 経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
- ・ 酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)
- ・ 救急蘇生キット

緊急時に円滑な対応ができるよう、下記の医科医療機関と連携しています。

連携先保険医療機関名:北医療生活協同組合 北病院

電話番号:052-915-2301

◆ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算に関する揭示

当院では、医療 DX(デジタルトランスフォーメーション)を通じた歯科診療を提供するため、以下の体制を整えています。

- オンライン請求の実施：診療報酬のオンライン請求を行っています。
診療情報の取得・活用：当院では電子資格確認を行う体制を有しており、健康保険証および健康保険証と連携したマイナンバーカード(マイナ保険証)により、患者さんの保険資格、受診歴、薬剤情報、特定健診情報などを活用して診療を行っています。
- 当院では、国が推進するオンライン資格確認の体制を整え、国の定めに従い、正確な診療情報の取得・活用に努めています。

◆ 小児口腔機能管理料の注 3 に規定する口腔管理体制強化加算(口管強)の施設基準

偶発症など緊急時に円滑に対応できるよう、別の医療機関との連携を確保し、患者さんに使用する医療機器などの十分な感染対策を行うなど歯科医療環境の整備を行っています。

歯科疾患の重症化予防についての継続管理、偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策などの医療安全対策、高齢者・小児の心身の特性、口腔機能の管理および緊急時対応などに係る研修をすべて修了し、ライフコースを通じた継続的・定期的な口腔管理による歯科疾患の重症化予防の取り組みを行っています。偶発症など緊急時に円滑な対応を行うよう、下記の医科医療機関と連携しています。

連携先保険医療機関名:北医療生活協同組合 北病院

電話番号:052-915-2301

◆ 総合医療管理加算(歯科疾患管理料の注 11 に規定する基準)

高血圧や糖尿病などの疾患をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリングなど、全身的な管理体制をとることができます。

◆ 歯科治療時医療管理料に関する施設基準

高血圧や糖尿病などの疾患をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、全身状態を管理できる体制が整備されています。緊急時の対応のため、以下の病院と連携しています。

連携先保険医療機関名:北医療生活協同組合 北病院

電話番号:052-915-2301

◆ クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で製作した CAD/CAM 冠やブリッジについて2年間の維持管理を行っています。

◆ CAD/CAM 冠、CAD/CAM インレー

コンピュータ支援設計・製造ユニット(CAD/CAM)を用いて、白い詰めものや被せものを製作することができます。

※金属アレルギー患者さんをご相談ください

◆ 歯科技工士連携加算 1 に関する施設基準

当院では、被せものや入れ歯を製作する際、ほかの歯と色合わせ、噛み合わせ、歯茎との適合などを、歯科技工士が直接確認できるよう、連携する体制を整えています。

◆ 歯科技工士加算1・2

迅速な入れ歯の修理ができる体制を整えるため、当院では歯科技工士を配置しています。

◆ 有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査、咬合圧検査に関する施設基準

入れ歯を装着して顎の運動、咀嚼運動の測定のための分析装置を備えています。咀嚼機能の回復の程度などを総合的に評価して、入れ歯の調整や指導管理を行っています。

◆ 歯科リハビリテーション料 2

顎関節症の患者さんに顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を実施しています

◆ 在宅療養支援歯科診療所の施設基準【注】

高齢者の在宅や社会福祉施設での療養を歯科医療面から支援するため、下記の病院、介護・福祉関係者と連携体制を整えています。

連携先保険医療機関名:名古屋医療センター

電話番号:052-951-1111

連携先介護施設名:北医療生活協同組合あじまの家グループホーム

電話番号:052-909-4188

◆ 在宅患者歯科治療時医療管理料に関する施設基準

訪問診療で歯科治療を行うにあたり、患者さんの全身状態を管理できる体制が整備されています。

◆ 明細書発行

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。

なお、明細書は使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

◆ 当院における医療安全対策の取り組み

当院では安全で良質な医療を提供し、患者さんに安心して治療を受けていただくために、十分な装置・器具を有しております。

自動体外式除細動器(AED)を設置しており、医療安全に配慮しています。

医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備えています。

患者さんの搬送先として下記の病院と提携し、緊急時の体制を整えています。

緊急時連携先:北病院 電話番号:052-915-2301

当院は歯科外来診療医療安全対策加算 1 の施設基準を満たし、届出を行なっています。

ご不明な点は所長までご質問・ご相談ください。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定医薬品名(銘柄)ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。一般名処方をする事で、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方とは？

「商品名(銘柄)」ではなく、お薬の「有効成分」を処方箋に記載することをいいます。

※一般名処方にあたってのご不明点やご心配ごとがありましたら、当院職員までご相談ください。

なお、2024 年度診療報酬改定によって、2024 年 10 月 1 日以降、長期収載されている医薬品(既に特許が切れている、または再審査期間が終了しており、同じ効能・効果を持つ後発医薬品が発売されている薬)について、診療費とは別に選定療養として、原則として医薬品の費用の一部をお支払いいただくこととなりました。ご理解とご協力をお願いいたします。

※選定療養費のお支払いについてご不明点がありましたら、歯科医師にお声かけください。

患者さんの都合で先発医薬品の処方を希望する場合

後発医薬品との差額の一部を負担していただくことがあります

- ・ 先発品、後発品のお薬について、十分な情報提供を行います
- ・ 歯科医師の判断で、先発品を処方した場合、差額の一部負担はありません
- ・ 差額の一部負担金額については、主治医にご確認ください
- ・ 差額の一部をご負担いただいた場合の金額は、領収書でご確認ください

◆ 「個人情報保護に関する宣言」

当院では、当院をご利用になる方々の個人情報につきまして、「個人情報保護に関する法令」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の

適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守して、個人の人格尊重の理念の下に下記の通り個人情報の保護を行うことを宣言いたします。

記

1. 当院では、この宣言を当院の従事者その他関係者に周知徹底し、実行してまいります。
2. 当院では、個人情報の保護のために「個人情報取扱い規則」を定め、責任体制を明確にするとともに、保管・管理の措置を講じます。
3. 当院では、個人情報の入手を適法に行い、その利用目的等について院内に掲示して告知します。個人情報の利用は、利用目的に添った範囲内について、業務上必要な範囲に限り行います。
4. 当院では、ご本人の申出により情報の開示、訂正、利用停止、削除等を行います。
5. 当院では、ご本人の同意なく第三者への個人情報の提供を行いません。ただし、利用目的で示した範囲及び、法律により情報提供が求められる場合には、法律やガイドンスに沿って提供を行う場合があります。

◆ 金属床総義歯は料金の一部が保険で支払われます

金属床総義歯は総義歯(総入れ歯)の床の部分に金属を使用したもので、通常の義歯と比べて床がうすく快適にご使用できます。

当院で金属床総義歯(総入れ歯)をご希望される場合は、価格の一部が特別の料金(保険外併用療養費)として保険で給付されます。

歯ぐきの状態などにより金属床総義歯が適さない場合があります。

事前に主治医にご相談ください。領収証は必ずお受け取りください。

2026年5月
あじま診療所歯科